

第3回京田辺市下水道事業経営審議会議事録

日 時

平成28年9月6日（火） 午前10時～正午

場 所

京田辺市上下水道部事務所 2階 大会議室

出席者

山田会長、米田副会長、奥西委員、小坂委員、大河委員、小長谷委員、長谷川委員、
米澤委員

事務局

礪谷上下水道部長、田中上下水道部副部長、栗田下水道課長、上杉下水道課長補佐、
福田下水道課管理普及係長、家村下水道課建設係長

傍聴者

なし

議 事

1 開会

2 あいさつ

山田会長開会あいさつ

3 審議事項

第1号 下水道事業の経営の安定化に向けて

事務局から資料に基づき次の内容を説明

第1節 下水道事業の現状と課題

- ・整備状況と今後の事業展開
- ・経営状況と経営健全化への取り組み

第2節 経営健全化に向けた下水道使用料のあり方

- ・下水道使用料の課題と見直しの方向性
- ・下水道使用料水準の検討
- ・下水道使用料体系の検討

第3節 下水道事業の経営健全化に向けて

- ・地方公営企業法の適用とガバナンスの向上
- ・経営戦略の策定
- ・下水道使用料の見直し

【主な質疑・意見】

(委員) 福祉の立場から申し上げたいと思います。少子高齢化が進む中で、特に利用者が負担の公平性の確保や少量使用者、特に独居老人や社会的弱者等の料金軽減について配慮をしていただきたいと思います。

(委員) 経営状況を見ると、平成24年、25年、26年、27年とマイナスが大きくなっていますが、収入の方で減っているからマイナスが多くなっているのですか。支出はあまり変わっていませんが。

(事務局) 収支全体で均衡を図るということを基本に運用いただいておりますので、収益的収支の部分で黒字になっている分を資本的収支に充てて均衡をとるような形で財政援助いただいているということです。基本的には2つの収支を合わせたなかで収支均衡する、大きな赤字や大きな黒字にならないような形で運用しているということです。

(委員) 支出があまり増えてないということは、これからもそんなに必要でないということですか。

(事務局) 普及率も99.2%までいっていますので、当面はそうです。ただ、下水道管の耐用年数は法定で50年でございますので、50年経てば更新が必要になってきます。先ほど説明しましたように、単年度で申しますと、年間5億から10億ぐらい投資して整備してきましたけども、今後は長寿命化等を推進するための投資も必要になってきますので、将来的に支出は増えるというような時が来ると思っております。

(委員) 昭和54年ぐらいからやられたのですから、2030年ぐらいで50年経つので、あと14年ぐらいあります。下水道管のやり直しをしていくのも、そんなに急に全部やらなくてもいいので、順番に全体を50年かけて計

画的にやられたらいいと思います。

(事務局) 当面は移管施設で古い下水道管があります。そちらの方をカメラで調査して、悪い部分につきましては、コンクリート管が入っている分が多いのですが、その中に新たな管を入れていく、いわゆるその寿命を長く、今の施設をうまく長く使えるような形の改良型の工事を今年度から初めて京田辺市ではじめたという状況です。その他の市が工事をした部分につきましては、もう少し先ということになります。ただ、50年で劣化しますので、少し前倒しして調査をいたしまして、悪い部分を改良していくというのが、これからの長寿命化ということになると思います。

(委員) 平成 30 年度から企業会計の適用を検討されていますが、原価計算の基礎となるいわゆる人件費とか物件費、あるいは資本費、それぞれの諸費用等について、下水道負担分と公費負担分をきっちり分等する必要があります。その実態に基づいて、どういう形でそれぞれの経費を公費と汚水とに分等されているか。この辺についてきっちりした資料がないですから、実態に基づいて分等していけばこういう形になるというものをまず出していただけたらと思います。

例えば下水道管の布設ですが、分流式ですので汚水管と雨水管があると思います。その下水道の汚水管の口径の決定ですが、汚水だけを処理するというので分流式なので下水管の資本費負担というような考え方でなされているのですか。マンホールから雨水も入っていることから内水排除の機能もありますということで汚水管の口径決定にあたって、汚水が 8 割、そして 2 割ぐらいが雨水のという考え方でいいのですか。

(事務局) 原価計算の関係ですが、現状のそういう単価、人件費とか資本費、また日ごろの洛南浄化センターの負担につきましては、まだ企業会計になっておりませんので、企業会計基準での資料としては現在ない状況です。先ほど説明しましたように現在の状況、官庁会計方式の中ではどういう取扱いをしているかと申しますと、いわゆる収入として使用料がありまして、他にいろいろ手数料などもありますけれども、使用料等で費用を賄えない分を市から公費支援いただいて収支均衡しているとい

うことであります。ただ、平成 30 年度からは企業会計になりますので、そういうものをできるだけ分かりやすいように見せていきたいと思えます。特に資本費という部分は、資産にかかる部分でございます。現在の官庁会計の中では資産という捉え方は全くありませんので、見えない部分です。そこを企業会計という会計手法、民間に近い会計手法の中で、いわゆる劣化している部分、これは減価償却額になってきますけども、そういうところを明らかにした中で具体的な数字を計画としてお示ししたいと考えております。

(事務局) 污水管の関係につきましては、基本、最小径というのを設けております。一番小さい径です。本管については 200 ミリを最小径としておりますが、京田辺においては一部 150 ミリまで絞った形でやっているところも、ごく一部ですけれどもあります。150 ミリを入れた分については、その後、汚水が増えないということを想定のもとで 150 ミリで一部しております。そして先ほど説明しました標準的な 200 ミリの管径、最小径 200 ミリにつきましては、基準が汚水量があるなしに関係なく最小径を 200 ミリという規定をしています。その中で、例えば 200 ミリから 250 ミリに管径が段々大きくなって、下の方へ行くと 1 メーターとか大きな管になりますけども、その管を大きくする基準の中にどれだけの汚水が流れてくるかという想定をしています。その想定の中には、雨水という表現ではなくて、不明水、分からない雨水、地下水が入ってくる。今は明確な資料を持っておりませんが、5%程度を含めた形で管径の大きさを決定しています。

(事務局) もう 1 つ、公費負担と市負担ですが、京田辺市の場合、分流式の下水道ですから、管自身に公費負担という考え方はありません。雨水は雨水でやっていますので、現在、公共下水道でやっている分につきましては公費として、市の分野と思っています。不明水というのは、どうしても下水道処理のうえで、外部流入する分というのはどうしても出てまいりますので、それも含めてそういう考え方をとっているということでもあります。

(委員) マンホールの蓋に穴があいています。結構、雨水が流入しているんで

はないかと思えます。汚水以外の雨水の専用管は布設されているのですか。

(事務局) 雨水については、基本的に側溝で集水をしまして、それからボックス型の雨水渠なり、円形管に導くという考え方をとっています。

(委員) それで終末は洛南浄化センターへ入るのですか。

(事務局) 汚水につきましては洛南浄化センターへ入ります。

(委員) 雨水は。

(事務局) 雨水は河川です。

(委員) 第2回経営審議会の説明のなかで、洛南浄化センターは6市2町共同で処理されている府営の施設で、1日の処理能力が17万立米弱。それで、実際に入ってくる流入の平均が12万立米弱ということで、全体でいえば7割弱が汚水の処理ということに実態はなっている。ということは、雨水分が3割余りとなります。何年かに一度はあるかも分かりませんが、そういったスコールのような雨が降った場合、満杯の3割強がそこに流入してきて処理能力がいっぱいと説明をされてたと思えます。その辺との整合性の問題になるんですけども、その辺はどういう形で、結果的に洛南浄化センターが処理施設全体で12万立米。これの資本費からいったら、3割が雨水負担と不明水の負担分になります。7割がいわゆる下水道負担になります。こういうか形が一般的に考えればなるのです。ところが、先ほどの説明からすると、その辺の整合性が分かりにくいです。その辺をきっちり整理しておく、汚水と一般会計の負担割合が理解しやすいように思います。

(事務局) 今までのこの審議会の場でもそういったご意見をいただいております。公共下水道管、汚水管渠の中に不明水と言われる雨水などが入ることに関してはできるだけ削減する。そうでないとその負担が料金の方にも跳ね返る恐れもあるということをご議論をいただいております。その不明水をどう防ぐかということも大きな課題として捉えておりますので、今並行して取り組んでいるところです。マンホールの蓋には小さい穴があいておまして、古いタイプのものですと明らかに穴があいているんですが、新しいのものですとほとんど穴は見えません。表面水が

侵入することを防ぐような構造に十数年前から変えていますので、徐々にそういう古い穴があいているタイプのものを穴があいてないタイプのものに変えています。そういう表面から入る流入水を減らしていくことも含めて改善の余地がありますので、そこは取り組むべき必要があると思います。

(委員) あまりにも処理場に入ってくる雨水分が、施設に対して占める割合が3割強と大きいので、これはやっぱりいろいろ課題があるように思います。本市の場合の下流の資本費負担とか、あるいは維持管理費の割合というのは、経費の中で占めてる割合が非常に高いです。だから、今後やはり適正な形で管理しなかったら非常に問題があって、その辺も含めて下水道料金に負担を求めていくことはやや無理があるような感じがします。

(委員) 不明水ですが、先ほどマンホールの上の部分からと説明がありましたけど、全体の不明水はなかなかつかみにくいんですけど、本当にマンホールをふさいでいったら何割ぐらいが減らせるか。他からもいろいろなところから入ってくると思いますけど、手っ取り早くはマンホールの蓋をやったほうが早いと思いますが。

(事務局) 不明水を防ぐためにまずマンホールの蓋を穴が無いものに変えていく対策をとっています。あとはどこから雨のときに水が流入するかということを追跡調査しなければならないわけですが、その辺は既に今年度やってるところです。いずれそういったデータが揃ってまいりますと、マンホールから入るとか、その他からも入るのが見えてきます。洛南浄化センターに入る不明水の割合が平成27年で急激に増えましたので、これはちょっと大きい課題ということで今取り組んでいるところです。そういったデータが揃いますとお話はできるかと思いますが、現時点ではそれを説明できるだけの情報というか、データがありません。

(委員) だいたい対象のマンホールは何個ぐらいあるのですか。

(事務局) 1万個余りだったと思います。

(委員) マンホールだけが原因ではなくて、地面の下にパイプが入ってますから、どこかに小さな割れ目ができて、地下水の水位が高いとそれも入っ

できますし、いろいろなものが合わさって、一定そういうものがあるということ、設計の段階でもちゃんと見込んであるのです。この間のような大きな雨が降ると、たぶんその別のところから結構入ったんじゃないかと思います。今、皆さんが意見をおっしゃるのは、そんな雨の水が入った雨のお金まで払うのですかと、こういうことですよ。今のところ、国でも他の都市でも完全な数字としては把握できてないので、取りあえず考えられる対策を講じながら効果を見ていこうという段階だと思います。

(委員) 前回の経営審議会が出たように、予測できない不明水量を見込んだら、料金の計画も何も全部成立しないです。どれだけ入るか分からないようなものを見込むというのは難しいですから。今まだ国でも検討中という段階です。今おっしゃった雨水は直接は関係ないのですが、こういう関連としては若干のご報告があってもいいのかなと思います。公共事業としてやっておられるのがどのぐらいの量とか、そういうのが少し分かった方がいいのかと思います。

それから、親世帯からの援助、つまり一般会計繰入金について、この中身を別の数字では理解できたんですけど、せめてそこを書いておかないと、一般会計の税金からこんなに入れてるのかと批判のもとにもなると思います。やっぱり、基準で決められて一般会計から出て、その裏付けは交付金等でされてるということをしかりと見てもらった方がいいと思います。それから支出の円グラフで、生活費と書かれたところが維持管理費で全部まとめてありますけど、何でどう構成されてるのか、つまり京都府に払ってる分が何%、どれぐらいで、それから人件費をどのぐらい使っているとか、支出内訳です。分かりやすい形の範囲である程度示してもらった方が、判断の根拠になります。例えば料金設定をするのに京都府が下水道の受け入れの料金を変更してこられたら今の段階ではどうしようもないですので、その分を考慮しなければいけません。それなしで料金を議論するというのも難しいので、ちょっと資料不足かなという感じがしました。

(委員) この一般会計繰入金ですが、繰入基準というのがありますが、その繰入

で雨水とか不明水とか、それから普及の事務とか4、5項目ありますが、それに落としたりはどういう項目でもらっておられるのか、繰入されているのか。その額をはっきり理解するために平成27年度ベースで教えていただけますか。

(事務局) 平成27年度で8億4780万という一般会計繰入金の合計がありますが、このうちの国が定める基準外のものは4億3900万円余りです。内訳につきましては資料をつくりまして、後日送付させていただきたいと思います。

(委員) 高額な市民負担を要する未整備地区の普及ですが、今残っているのは50戸だとしても、今までそれなりに普及促進されてきた。それまでだったら収支不足全額を一般会計から補填されてきた。そういう制度で繰入がなされてきたわけですがけれども、平成30年以降は企業会計の適用ということで、きちりとした国基準の繰出と、それからその他の赤字補填のそういうものと区別されたら、赤字補填分についてはなかなか期待できなくなります。高額の資本費補助、そういうものの繰入が今後も要望されて一般会計から繰入される考えで進められているのか。その辺も非常に大事な問題だと思います。今まで待ってきてもらった、何かの事情で先送りされたら、そういう問題も出てきますので、その辺は均衡法の観点からも、やはり十分よく検討していただけるようお願いしておきたいと思います。

(委員) 料金体系について、基本料金が619円、超過料金が66円、76円、90円、104円、119円、128円ってあるんですけども、この差額を見ますと、10円上がって、14円上がって、14円上がって、15円上がって、9円上がっているんですけども、一番多いのはどのあたりなんですか。

(事務局) 平均で申し上げますと、2カ月で約43トン。1カ月に直しますと、21トン、22トンぐらいです。

(委員) 22トン。このあたりが多いのですか。

(事務局) 10年ぐらい前までは60トンとか、いわゆる家族構成が非常に今よりも多かった。核家族化が進んでいるのと、もう1つは先ほど説明いた

しましたように節水機器の普及というダブルパンチで減ってきています。京田辺市の場合は、まだ人口が増えておりますので幾分は料金は増えるものと思います。今後は、ほとんど横ばいで、減ることは当分の間はないとは思っています。

(委員) 下水道使用料収入と汚水処理費用の収支の差額金額と、その上に書いてある利息というのが結構よく似た数字、利息のほうが少しは低いとは思いますが、この利息がかなりの負担になって赤字のほとんどを占めているというのが感想です。今、マイナス金利とか言われている時代で、やはり今後はこの利息も率としては減っていくのですか。

(事務局) 平成 27 年度にお借りした利率ですけれども、0.1%と 0.2%という非常に低い利率で借りております。今まで借りた中では、昔でしたら 7%、8%という桁が違うというような状況の時もありました。現在の 0.1%ぐらいの利息でしたら、先ほど説明しましたような使用料の増加分ぐらいですので、収支としてはそんなに影響はないのですけれども、例えばそれが 5%、7%、9%、10%となってくると、非常にその部分の負担が経営に大きく影響してくるものと考えています。

(委員) それは借り換えというのは絶対できないことに決まってるのですか。

(事務局) 繰上償還というのですが、基本的には違約金が必要になってまいりますので、元金だけをお返しできるというのは基本的にありません。ただ、5 年ぐらい前までは一定の利率の高いもの、例えば京田辺でしたら 7%、8%以上のものについては、そういう違約金なしに返してくれたら結構ですよという制度を国の方でつくっていただいております。昔は非常に高い利率でありましたので、今は利率が預ける方も、借りる方も非常に低い状況であります。これがいつまでも続くとは考えていませんので、そうしたときに備えて、できるだけ借金しないで自己資金でいけるような方向に持っていくことが必要と考えております。平成 30 年度から始まる企業会計によりまして、減価償却費が内部留保資金としてたまっていくというのが基本的には民間の考え方でございますので、その部分についてできるだけ内部留保をたくさんためて、借金をしないで自己資金で建設工事ができるような体質になっていくことが必要と考

えています。

(委員) 下水道の計画が全国的にされてから、ずいぶん社会の状況が変わって
ます。例えば少子高齢化で小さな世帯がたくさん増えたとか、見方によ
っては所得格差も広がったとか。ですから、どこに福祉的な考え方を入
れるか、やっぱり社会の動向もある程度考えながら答申をつくらなけれ
ばいけないと思います。

(委員) 資金ベースでの考え方も、一方ではあると思います。先ほど収支ベ
ースでの赤字がこれだけ出ますという説明で、平成 27 年度ベースからい
えば 45%ほど改定が必要だということですが、平成 30 年度ですけども、
一例でここを見て、そしたら資金収支のベースでいえばどういう状況に
なるのかというのがちょっと分かりにくいんです。収入としては、長期
の前受戻入金が 4 億なにがしが入ってる、そして支出の中には減価償却
費が 8 億 2000 万余り入ってる。こういった現金のやりとりの伴わない
ものが入ってるという理解をすれば、収支ベースの不足、約 4 億 5700
万ほどありますけれども、こういった今申し上げましたようなものを考
慮しますと、資金剰余としては 3 億なにがしの剰余金が生まれるという
理解でいいですか。

(事務局) 具体的に損益計算書はまだ算定しておりませんが、先ほど説明いた
しました経営戦略を策定する中で明確に示させていただいて、経営審議
会でもご検討いただきたいというところであります。先ほど平成 30 年
度の数字を説明いただきましたけども、例えば、収入について平成 29 年
度と平成 30 年度の比較で 4 億程度増えておりますけども、この部分に
つきましては減価償却費のうち、国などから補助をいただいた分で長期
前受戻入金というものを計上できるという制度が平成 26 年度からでき
ました。その部分も収入でございますし、支出の方では 8 億円程度増え
ておりますけども、その部分につきましては企業会計になりますと資産
が今まで見えてませんでしたけども、その部分の減価償却費が必要にな
ってきますので、それが 8 億増えるということと、こういう大きな 13
億とか 17 億という数字に形式上は見えるというところであります。具
体的に資金の動きはまた別でありまして、先ほど説明いたしましたよう

に減価償却費とか、長期前受金とかはお金の動き、キャッシュの動きは
ございませんので、それを除くともう少し違う数字になってくると見込
んでいます。ただ、具体的に細かくいくらというところまでは、まだ算
定に至っていません。

(委員) 今のこの平成 30 年度で示されている数字で、明らかに長期前受戻入
金とか、減価償却費 8 億 2000 万余りと入ってます。そしたら、そうい
ったものを考慮すると、資金剰余としては計算上から言えば 3 億 7000
万余りの資金剰余が出るという理解でいいのですか。

(事務局) 減価償却の留保資金としてはそうです。

(委員) 資本的収支で収支不足が 3 億 8200 万と書いているんですけども、
これと先ほどの収益的収支の資金剰余、これと見たら、あまり数字が齟
齬をきたさない。いわゆる 1000 万前後の資金不足が生じているという、
そういうサブ表になっているように思うんです。従って、今後いろいろ
この点も含めて収支不足の解消にどういったウエートを置くのか。ある
いは、資金ベースでどういったことを勘案しながら検討していくのか、
この辺は重要なポイントのように私は理解しています。

(事務局) 確かに非常にその部分が大事ですので、今回、経営戦略として紹介
させていただいてますけども、企業会計基準でそういうものを整理した
中で料金のあるべき水準を再度検討いただきたいと考えております。具
体的に今申されましたのは、この平成 30 年度の資本的収支の見通し
の中で 3 億 8000 万円の収入不足になっておりますけども、具体的に資金
の流れから申しますと、収益的収支の中で減価償却費が 8 億円、これは
お金が実際に出ない内部留保としてたまりますので、その分を充てたら
資金としては回れるような状況になるのではないかとということをご説
明いただいたと思います。具体的な料金に直した場合の水準、これは税
込みの金額でもございますので、また次の機会にご説明をさせていただ
きたいと思っています。

(委員) 平成 29 年と平成 30 年を比べると劇的に数字が変わって、普通、何の
説明もなければ、何が変わっているのか全然中身が分からないです。資
金繰りがどうなるのかも含めてです。要するに自分の預金通帳がどう変

化しているかということも含めて分かるようお願いをしたいと思います。料金体系については、水道の料金体系とある程度合わせる努力をするというのはいいんです。すぐできるかどうかは分かりませんが、(事務局) そういうご意見をいただいていますので、できるだけそういう方向で検討はさせていただきたいと思います。ただ、現在の水道の方は基本水量なし、いわゆるゼロという状況でございます。下水道の方が基本水量は 10 トンです。そこでまず違いますので、その辺がうまく合わせられるのかというのは、これからの課題であると考えております。これはいわゆる料金体系という話になりますので、その中でまたご検討いただければと思います。

(委員) 1人世帯が増えてきてますし、2人世帯でも 10 トンぎりぎりぐらいのところが多いです。1人だったらもっと少ないですから、そういう人たちが何か負担感を感じないような配慮をお願いします。他団体の水道では結構そういう議論があって、5 トンぐらいまで下げようとかやられます。

(事務局) 京田辺市の基本水量内の使用件数ということで、平成 27 年度の決算実績ですといいますと、10 トン以内のご使用の方が 3612 件おられます。そのうち 8 トン以内にいたしますと、約 900 件減りまして 2725 件となります。5 トンになりますと約半分ぐらいになりまして 1720 件、0 トンの方も 553 件おられるという状況ですので、これからの見直しにつきましてはそういったことを踏まえた中で検討させていただきたいと考えています。

(委員) 相当額が下水道の方に一般会計から投入されている。都市計画税を一方で取って、たぶんその分のほとんどを下水の方に入っているのが実態じゃないのかなという感じもする。原則的にはやっぱり、一般会計からの投入量は理屈がつく分は当然入れないといけないけども、それ以外の分はやっぱり下水道料金で賄っていくという原則は押さえながら、その少数、独居老人とか福祉的政策の部分をどうしていくのかということは考えていかないといけないと思います。そうしないと、いずれどこかの時点で使用料を相当上げざるを得ない時期が来てしまうと思うので、そ

何をどうするかということは考えていかないといけないと思います。もう1つは、洛南浄化センターの処理料金が相当大的な割合を占めているので、その部分をどう行政的にもきちっと京都府の方に求めていくのかが、非常に大きな要素を占めている。雨水がどうなっているのかと思って見たら、結局、増築とかすると、雨水を入れる枡がないんですよ、家の中に。一番近いのが雑排水の側溝に、結局リフォーム業者はつないでしまっているのが現状です。それを引っぱりと思ったら相当な工事になるから、リフォーム業者は下水道につないでしまうというのが結構ある気がします。昔、大住ヶ丘でコミュニティプラントをやっているときに、チェックに入ったときは表の足洗い場は全部封鎖しろということになって、そこは全部コンクリートで排水溝を封鎖しているんだけど、ところがリフォームをした後を見ると、今度はそこに雨水が、雑排水に雨水が入っている。そういうのが結構出てきているかなと思うので、その辺も是非対応をしていかないと、ずるずると入ってくるのと違うかなという気がします。

(事務局) 不明水、侵入水といろいろと呼び方がありますが、特に平成27年度決算では京都府も処理水量が5%以上大幅に増えた関係で、重い腰を市町村とともに上げていただいて、協議会を設置することになっています。それも活用させていただきながら、京田辺だけではできませんので、京都府も含め、また各市町村も含めたな中で協力して取り組んでまいりたいと考えています。

(委員) 浄化センターで水量測定とかはやってないのですか。

(事務局) 京田辺の場合は、綴喜幹線という京田辺ともう1つ、浄化センターに近い八幡市が幹線でつながっておりまして、京田辺と八幡市の方にメーターが1つあります。こちらの方で測定した水量を維持管理負担金として請求いただくというのが基本でございます。ただ、全体の処理水量、この中には先ほどの雨水を含む侵入水、不明水も含んでおりますので、その分につきましては水量に応じて負担することになっています。

(委員) 先ほどの管の口径の説明で、200ミリとか250ミリを設定するときに汚水量に対して不明水を5%ほど余裕を見ろということですか。

(事務局) 計画水量の 5%、汚水量の 5%程度は考慮して管の大きさを決めて
いるということです。

(委員) 去年だと 90%ぐらいが有収水量で、残りの 10%ほどが不明水という
ことになっている。もともとは 5%ぐらいを見越していたんだけど、
それを超えているという理解をしたらいいのですか。

(事務局) 実際の水量は変動があり、その変動が 10%ということで侵入水、雨
水を含めてですけども、想定よりも若干多い数字になっています。

(事務局) 常時流れている平常時の水量につきましては、計画値よりもだいぶ
下回っておりますので、余裕が 5%しかないという状況ではありません。
ただ、最近多いゲリラ豪雨、集中豪雨というお話をいただきましたけど
も、ああいうものにつきましては処理能力を上回る分は簡易浄化とかで
浄化センターの方も流していただくようなこともあります。

4 その他

事務局から次回審議会の開催予定を説明

5 閉会

礒谷上下水道部長閉会あいさつ